

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

袋井市長 大場規之

市町村名 (市町村コード)	袋井市 (22216)	
地域名 (地域内農業集落名)	袋井南地区 (西通・東通・栄町・睦町・掛之上・田端・下地・三門町・大門一丁目・大門二丁目・大門三丁目・大門五丁目・上石野・祢宜弥・下石野・山田川・寺前・小野田・神長南・神長中・神長北・宝野・大通・菩提・法多・柳原・南町・青木町第1・青木町第2・小川町・清水町・砂本町・高尾台)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

都市拠点となるJR袋井駅及び愛野駅を中心に、土地区画整理事業や医療・福祉・商業等の都市機能の集積により、市街地化が進んだ地域である。

周辺の小笠山丘陵地には茶園が整備され、現在、認定農業法人・農業者16経営体を中心となって営農しているが、「農業者の高齢化」「若い世代の従事者不足」が課題となっている。

また、地域内には小規模な農地や農業用機械が入らない農地など、担い手への集約・集積に適さない農地が多く、基盤整備の推進が必要である。

【アンケート結果(回答数118件)】

①70歳以上57人(50%)、②後継者がいない耕作者50人(80%)、③10年後の営農:農業をやめる16人(33%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地区は、小笠山丘陵地に展開する145haの茶園地帯である。農地は、県営畑地帯開発整備事業により畑地かんがい施設等の整備が完了している。また、いちご等の施設園芸も増加している。今後も、樹園地としての利用を推進するほか、オリーブ等作物転換についても研究を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	250 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	113 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・将来の集約・集積に向け、耕作状況を記入した地図を活用して検討を行うとともに、新たな情報を書き入れ情報の更新を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・経営農地の集約化を目指すため、農地の貸し借りについては基本的に農地中間管理機構の活用を進める。また、農業者の負担軽減を図るため、利用権から機構への切り替えを推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、茶園の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。本地区は、小笠山丘陵地の農道の整備や畑地かんがい事業により基盤整備が完了した茶園地帯となっているが、小区画で不整形なほ場も多く残っている。今後は、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産規模の拡大を図るとともに、荒廃農地化を防止するため、農地中間管理事業等により担い手への集積・集約化を進め、茶園の効率的な活用に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業については委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣対策については、地元猟友会を中心に駆除を進めるとともに、市補助制度を活用し電気柵の設置など防除に努める。
- ⑨厳しい茶況を受け、イチゴやオリーブなど転換作物導入に向け検討する(収入確保と茶園耕作放棄地化防止)。
- ⑨地域計画区域内で営農型太陽光発電を実施する場合、太陽光発電事業者及び設備下部で営農する者は、農地の利用の集積、集約、その他農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じることが無いように努めるとともに、地域計画の目標達成に努める。